租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(保安林)				
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目	(法人税:義) (国税) (法人事業税、法人住民税:義(自動連動)) (国税)				
	② 上記以外の 税目	(所得税:外) (国税) (住民税:外(自動連動)) (地方税)				
3	内容	《制度の概要》 個人、法人の有する保安林として指定された区域内の土地又 は保安施設地区内の土地を保安施設事業のために国又は地方公 共団体に譲渡した場合には、上限 2,000 万円の特別控除額を控 除した残額についてのみ課税する。				
		《関係条項》 租税特別措置法第 34 条、第 65 条の 3 、第 68 条の 74				
4	担当部局	林野庁森林整備部治山課				
5	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和3年5月~8月 分析対象期間:平成28年度~令和2年度				
6	創設年度及び改正経緯	昭和 50 年				
7	適用期間	恒久措置				
8	必要性 ① 政策目的及 等 ぴその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国土保全の推進に向けて、本特例措置により、保安林内等に おける保安施設事業の施行の円滑化を図る。このことにより、 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させ、 国民生活の維持・向上に寄与する。				
		 《政策目的の根拠》 森林・林業基本計画(令和3年6月15日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策(9)国土の保全等の推進イ国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業等の推進大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害などが激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月閣議決定)等に基づき治山対策を推進する。 具体的には、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災 				

害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しつ つ、次の取組等を行っていく。

- (ア) 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの配置などによる土砂流出の抑制
- (イ)森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森 林土壌の保全強化
- (ウ) 渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減
- (エ)海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備 (後略)

② 政策体系に おける政策 目的の位置 付け

〔大目標〕

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の 増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定 向上と国民経済の健全な発展を図る。

[中目標]

5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続 的かつ健全な発展

〔政策分野〕

⑨ 森林の有する多面的機能の発揮

③ 達成目標及 びその実現 による寄与

《租税特別措置等により達成しようとする目標》

山地災害のおそれのある地区(山地災害危険地区)に近接する集落のうち、防災上特に緊急性、必要性の高い箇所について、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を、令和5年度までに約58,600集落に増加させることを目標としている。令和2年度においては約57,200集落_※を目標とする。

※ 令和2年度の目標は平成30年度実績から令和5年度の達成目標に向けて毎年一定の割合で増加させることとした場合の概算数値

平成 30 年度 (実績) 56, 200 集落 令和 5 年度 (達成目標) 58, 600 集落

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》

本特例措置により、保安施設事業の施行における用地確保等を円滑に推進し、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加させることにより、国土の保全及び国民の安全・安心の確保に寄与する。

9 有効性 等

① 適用数

単位:件

					4-12 · II
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	-	_	1	_	_
所得税	1	1	1	1	-

- ※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度~令和2 年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。
- ※ 適用数について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用数が含まれていることから、本措置分のみの適用数を抽出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。
- ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税について、適用数について は同一。

近年の適用数は法人では平成30年度の1件、個人では毎年度 1件程度であるが、これは、台風等の発生の頻度、災害数や災 害の規模等により変化するものである。法人あるいは個人の所 有する森林について災害が発生し、保安施設事業の必要性が生 じた場合には、随時、本特例措置適用の必要が生じることか ら、近年の適用件数が僅少であることのみをもって本特例措置 の存在意義が揺らぐものではない。

② 適用額

単位:万円

				-	半位・カロ
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	-	-	2, 000	-	-
法人事業税	-	-	2, 000	-	-
法人住民税	-	_	2, 000	-	_

- ※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成28年度~令和2 年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握。
- ※ 適用額について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれていることから、本措置分のみの適用額を抽出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。※ 当該保安林の買入額が上限である 2,000 万円を超えているため適用額は 2,000 万円となる

③ 減収額

単位:万円

					单位:万円
	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)
法人税	-	-	398	-	-
法人事業税	-	_	122	-	_
法人住民税	_	_	51	-	_
減収額 計	_	-	572	-	_

- ※ 林野庁治山課が都道府県に対して実施した平成 28 年度~令和 2 年度租税特別措置の利用状況調査結果により把握
- ※ 減収額について、租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律に基づく、租税特別措置の適用実態調査結果では、本措置以外の租税特別措置等の適用額が含まれいることから、本措置分のみの減収額を算出できなかったことから、使用できないため、林野庁治山課から各都道府県に対して調査を行い把握した。
- ※ 減収額の算出方法は、以下のとおり。
 - ·法人税減収額=800万円×15%+1,200万円×23.2%
 - ・法人事業税減収額=400 万円×3.638%+400 万円×5.457%+ 1,200 万円×7.169%
 - ·法人住民税=300 万円×12.9%

なお、単位未満四捨五入のため計と内訳は必ずしも一致しない。

4) 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

○達成目標の実現状況

治山対策を実施したことにより周辺の森林の山地災害防止機 能等が適切に発揮された集落の数

単位:千集落

	平成	平成	平成	令和	令和
	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
集落の数	女 55.8	56. 0	56. 2	56. 6	56.8
21471 - 224					(暫定値)

※ 林野庁治山課が都道県に対して実施した平成28年度~令和2年 度租税特別措置の利用状況調査結果により把握

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の 数は令和元年度現在 56,600 集落であり、令和 5 年度までの目標 58,600 集落に向け着実に増加している。

なお、令和2年度の目標値57,200集落に対して実績見込みは約56,800集落となっているが、これは、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等により、全国各地で新たな林地崩壊が発生し、集落を保全するために必要となる治山対策の箇所が増加したことが原因である。

				《達成目標(本特例措置)				的効果》	
									単位:ha
					平成	平成	平成	令和	令和
					28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
				法人向け	_	-	7	-	-
				個人向け	0	1	0	6	-
				計	0	1	7	6	_
				※ 林野庁	 ÷治山課が都	道府県に対	して実施し	 た平成 28 年	度~令和 2
				年度租稅	2特別措置の	利用状況調	査結果によ	り把握	
				※ 単位に	満たないも	のは「0」と	≤表示。		
				本特例措施	置が保安施	設事業の用	地確保に	当たり、土	地所有者
				のインセン	ティブとな	り、速やか	\な土地譲	度が行われ	た結果、
				同事業の施行	行が円滑に	実施された	こ。今後も[国民の安全	・安心の
				確保に向ける			骨に推進する	るため、引	き続き本
				特例措置が		·	-		
						の適用は、			
				いるが、法。 が生じた場1					
	•			た、個人に					
				整合を図る					
			彩巾法 专目	化左 左后	本番に火き	· 吹玉台	の赤ルによ	ᄀᆡᆅᄣᆍ	Λ&+U¬
		9	税収減を是認する理由	レー・エー、気候 クの増加が影		5降雨態様の	-		
			等	害額の平均し					
				平均 3,840 万					
				る。					
				本特例措施	置による全国	国1年間の	平均減収額	は 114 万円]であり(算
				定根拠につい	いては別添2	2参照)、本	特例措置に	より保安施	設事業が
				円滑に施行る					ることから、
				本特例措置(こは税収減	を是認して	余りある効気	果がある。	
				また、保安	施設事業の	実施による	保全の効果	見は、下流均	柭の広範囲
				に及び、受益					
				しないことか					
				土地所有者(る。	−対する相:	当な懓遇措	直として、4	、特例措直(ま 有 郊 で あ
10	相当性	1	租税特別措			事業を実施			
			置等による	へ土地を譲渡				公益に資す	ることが明
			べき妥当性 等	確であるとと	もに、要件も	も明確となっ	ている。		
		2	他の支援措	他の支援技	昔置や義務	 付け等はな	:l\ _o		
			置や義務付		-				
			け等との役						
			割分担						

	③ 地方公共団 体が協力す る相当性	全国で生じうる山地災害に対して、国民の安全・安心の確保に向けた保安施設事業を円滑に推進するための措置であることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。
11	有識者の見解	_
12	評価結果の反映の方向性	本措置は、近年の適用件数は僅少であるが、保安施設事業を円滑
		に実施するうえでの土地所有者への必要かつ適切な優遇措置である
	と考えられることから、引き続き継続する。	
13	前回の事前評価又は事後	平成 28 年5月~8月
	評価の実施時期	
	•	

適用数等及び減収額の算定根拠(法人税)

〇平成30年度

<u>〇十次30十尺</u>			
区分	数值	出典·計算式等	備考
①適用件数		林野庁治山課が都道府県に対して実 施した令和元年度租税特別措置の利 用状況調査結果により把握	
②適用額	2,000 万円	同上	
③法人税減収額(見込)	398 万円	800万円×15%+1,200万円×23.2%	②×税率(注1)
④法人事業税減収額(見込)	122 万円	400万円×3.638%+400万円×5.457% +1,200万円×7.169%	②×税率(注2)
⑤法人住民税減収額(見込)	51 万円	398万円×(3.2+9.7)%	③×税率(注3)
⑥減収額 計(見込)	572 万円	3+4+5	(注4)

- 注1)所得のうち年800万円以下の部分は15%、800万円超の部分は23.2%の税率を適用 (資本金1億円以下の普通法人を想定)
- 注2)適用のあった当該県(神奈川県)の平成30年度の税率を適用 所得のうち年400万円以下は5.457%、400万円を超え年800万円以下は5.457%、年800万円を超える部分は7.169%
- 注3) 利用状況調査では適用市町村まで把握していないため、税率は標準税率(道府県税3.2%、市町村民税9.7%)を適用減収分の算定であるため均等割は考慮しない
- 注4)単位未満は四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致しない

適用数等及び減収額の算定根拠

○災害発生時の一箇所当たりの被害額

<直近5年間の山地災害の発生状況>

(単位:億円)

		<u>一一二:心门了</u>			
年度	H28	H28 H29 H30		R1	R2
箇所数	2,265	2,295	4,062	2,016	2,035
被害額	956	634	2,068	644	800

(注)林野庁治山課による調査により把握

<1箇所当たりの被害額>

(単位:万円)

<u> </u>	<u> </u>				\ 1	<u> </u>
年度	H28	H29	H30	R1	R2	5年平均
1箇所当たりの 被害額	4,221	2,763	5,091	3,194	3,931	3,840

1箇所当たりの被害額=被害額・箇所数

〇1年当たりの減収額

直近5年間の減収額の平均値から算定

(単位:万円)

					\	<u> </u>
年度	H28	H29	H30	R1	R2	5年平均
減収額	0	0	572	0	0	114